

京都市野外教育センター奥志摩みさきの家条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第112号）（教育委員会事務局指導部生徒指導課）

三重県志摩郡大王町ほか4町の廃置分合により志摩市が設置されたこと等に伴い、次のとおり京都市野外教育センター奥志摩みさきの家的位置の表示を変更することとしました。

改 正 前	改 正 後
三重県志摩郡大王町船越字埜玉231番地	三重県志摩市大王町船越字埜玉231番地

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市野外教育センター奥志摩みさきの家条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 梶本頼兼

京都市条例第112号

京都市野外教育センター奥志摩みさきの家条例の一部を改正する条例

京都市野外教育センター奥志摩みさきの家条例の一部を次のように改正する。

第1条中「, 次」を「次に」, 「三重県志摩郡大王町船越字埜玉231番地」を「三重県志摩市大王町船越字埜玉231番地」に改める。

附 則

この条例は, 公布の日から施行する。

(教育委員会事務局指導部生徒指導課)